

## 平成 19 年度女性に対する暴力対策関係予算

### 1 女性に対する暴力の防止に関する調査研究等経費（拡充）

31,785 千円（30,641 千円）

(1) 女性に対する暴力の予防啓発等に関する調査研究経費

女性に対する暴力の根絶のためには、暴力の発生を未然に防ぐための国民一般に対する働きかけが不可欠であることから、国民一般、特に若年層を対象にした加害・被害の予防啓発プログラムを開発し、全国的にその実施を推進する。

(2) 配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究経費

配偶者からの暴力に関する加害者更生施策の在り方について検討を行う。

(3) 配偶者暴力施策に係る官民連携等に関する調査研究経費（新規）

官民連携等の先進的な事例について検討を行い、その結果を配布・公表するなどして、施策の一層の推進を図ることとする。

### 2 女性に対する暴力をなくす運動等啓発費(拡充)

13,744 千円（9,209 千円）

女性に対する暴力について、その現状と今後の課題を明らかにし、社会の意識啓発を図ること等を目的として、女性に対する暴力をなくす運動を実施し、女性に対する暴力に関するシンポジウムを開催する他、広報啓発活動に努める。

さらに平成 19 年度は、民間団体との連携の下での 24 時間全国ホットラインの開設（1 日）及び人身取引対策に係るポスターの作成配布を行う。

### 3 配偶者からの暴力防止と被害者保護のための地方公共団体連携強化促進経費

18,936 千円（18,936 千円）

配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のためには、地方公共団体が適切に業務を遂行することが必要不可欠である。特に、改正配偶者暴力防止法により、市町村においても配偶者暴力相談支援センターの設置が可能になったことなどから、地方公共団体の行う相談業務に対するサポートの充実が急務である。このような状況の中で、地方公共団体に対する支援策として、配偶者暴力に関する相談担当者支援セミナー等の開催や、弁護士やカウンセラー等からなるアドバイザー・チームの育成・派遣により、配偶者暴力相談担当者をサポートすることとする。

合計 64,465 千円（62,604 千円）